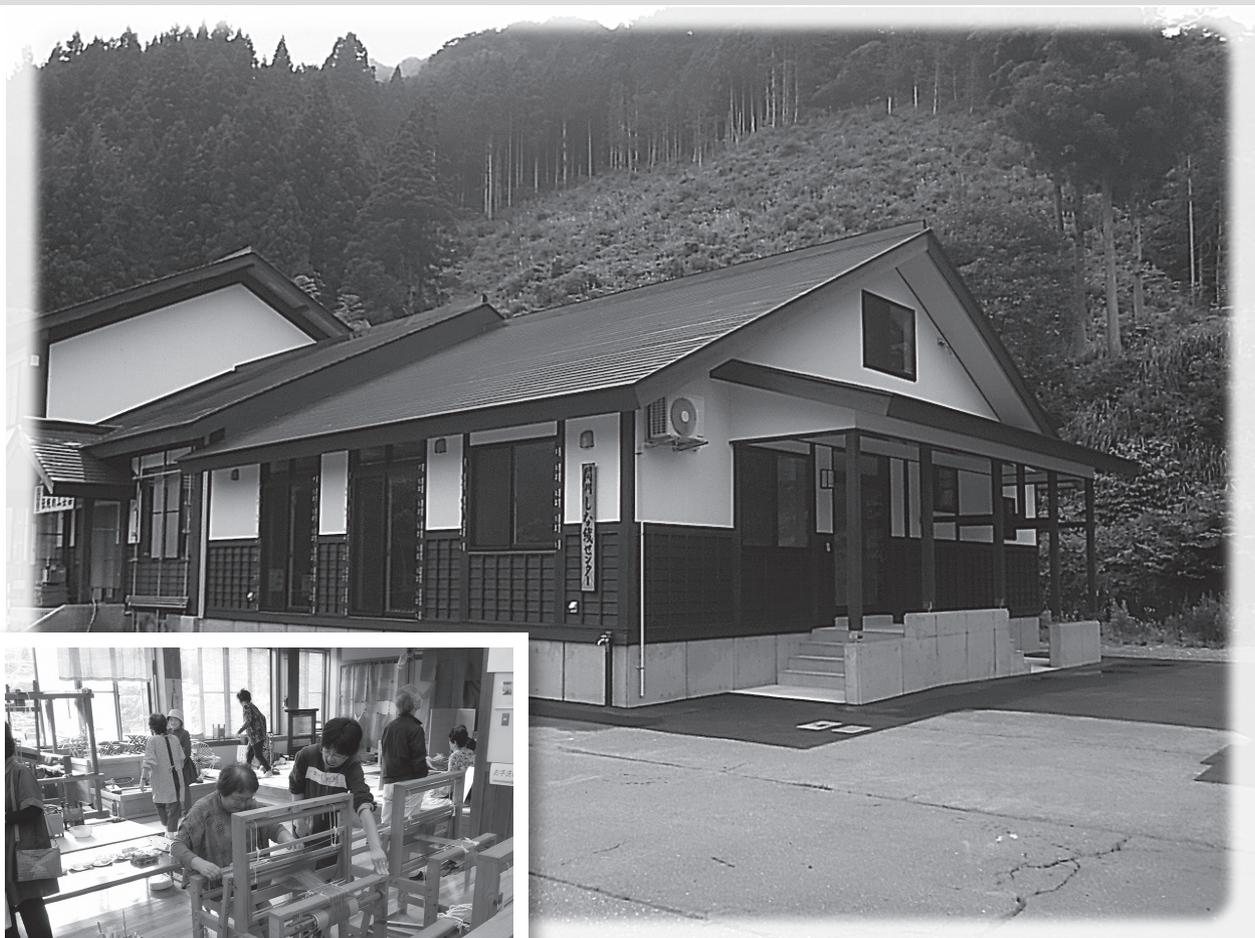


# しな織

No.39



昨年のおまつりの様子

## しな織の里・関川

温海地域・関川集落では、日本最古の織物のひとつと言われる「しな織」が、古くから織られ、今に引継がれています。

その民俗文化財として貴重な「しな織（国指定伝統的工芸品・市指定無形民俗文化財）」を維持・伝承する場として長年使用されてきた「しな織センター」が、施設の老朽化により新しく整備され、今年の8月上旬に完成しました。

10月21日、22日には新たな施設において「第29回しな織まつり」が開催されます。多くの方のご来場をお待ちしています。

（農業委員 五十嵐 寛）

# 第6回定例総会を開催

## 平成29年度の活動方針等を決定

鶴岡市農業委員会第6回定例総会が4月28日、出羽庄内国際村ホールを会場に開催されました。

総会では、今年度の委員会活動方針を含む5件の議案が上程され、審議の結果、全て原案どおり可決されました。

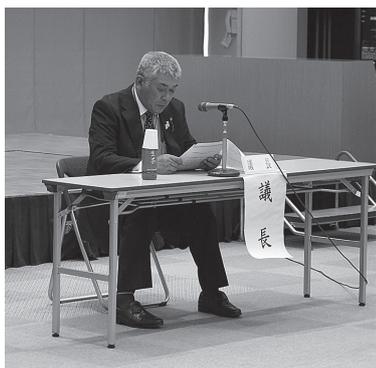
鶴岡市農業委員会第6回定例総会には、鶴岡市副市長、

農林水産部長、農林水産部参事兼農政課長、農山漁村振興課長、農政課主幹を来賓に迎え開催され、鶴岡市農業委員会の「活動方針」と、「要望書」を審議し可決しました。

なお、今総会に提案されました議案は以下のとおりです。

■平成29年度鶴岡市農業委員会活動方針

■農業法人の支援等に関する要望書（山形県知事あて）



■鳥獣被害対策に関する要望書（鶴岡市長あて）

■農業生産工程管理（GAP）への理解と普及・拡大に関する要望書（鶴岡市長あて）

■若手農業者育成体制の強化と情報発信に関する要望書（鶴岡市長あて）



総会終了後は全員協議会が行われ、研修として農林水産部参事兼農政課長、農山漁村振興課長を講師に、農林水産部における本年度施策の考え方や、主要事業等について理解を深めました。

また、引き続き農業振興・担い手、営農、食育・地産地消の各専門委員会が開催され、今年度の活動計画等について話し合いが行われました。

なお、活動方針と要望書は農業委員会のホームページでご覧いただけます。



## 榎本市長へ 要望書を提出

6月14日に三浦伸一会長、渡部長和会長職務代理者、石川守東部農地部会長、今野喜好西部農地部会長、伊藤治一農業振興部会長の五役が榎本政規市長を訪問し、本総会において議決された要望の趣旨等を説明しながら要望書を提出しました。

榎本市長からは、「要望していただいた事項については、関係する部署等で検

討し、適切に対処していきたい。」との回答がありました。

農業委員会では、地域農業を守り、農業者の皆さんが意欲と希望を持って農業に取り組めるよう、今後も農業の現場における生の声を市及び国・県等の関係機関へ伝えていきます。



～次世代に大切な農地を残すために～

# 農地パトロールを実施しました

農業委員会では8月4日に管内5カ所を中心に農地をパトロールしました。毎年実施するこのパトロールでは、管内の農地の実態把握、農地の違反転用がないか、などを農業委員で確認しています。

二か所目は新規就農者の



新規就農者のほ場

**新規就農者の  
ぶどう・葉物栽培ほ場**  
～ 榑引・東荒屋 ～

最初に確認したのは、鼠ヶ関川、国道7号線と国道345号線に囲まれた、インターチェンジと道の駅建設予定地。約3畝の農地を転用する計画となっていることを事務局より説明を受けました。

**日東道鼠ヶ関IC(仮称)  
道路休憩施設予定地**  
～ 温海・鼠ヶ関 ～



基盤整備実施ほ場

羽黒地域・荒川、鎌田地区の大規模区画整理されたほ場では、整備条件である収益性の高い園芸作物として、里芋を栽培しており、地元委員から現状などの説明がありました。

**基盤整備実施ほ場での  
園芸(里芋)栽培地**  
～ 羽黒・荒川 ～

渡部智大さんのほ場で、ご本人から営農状況等をお聞きしました。渡部さんは、農事組合法人で研修の後、今年の4月から営農を開始しました。普及所や地域の方から技術指導を受け、果樹栽培に取り組んでいるそうです。

(農業委員 齋藤英道)

農地パトロールは、農地の有効利用、新規就農者の支援等さまざまな事例を共有し考える大切な機会です。これらを農業委員だけでなく、地域の皆様にお伝えし、共に鶴岡市の農業がより良くなるよう活かしていきたいと思えます。

最後は約1畝の農地を転用する予定地。申請どおりの工事を行っているかを確認しました。

**バスターミナル  
新設予定地**  
～ 鶴岡・布目 ～

平成21年以降耕作が放棄され、雑草や木が繁茂していたほ場でしたが、今年になり、現在の所有者が、自力で再生したほ場を視察しました。

**耕作放棄地を  
自力再生したほ場**  
～ 藤島・豊栄 ～

## 農地利用状況調査を実施します

農業委員会では、本年度も市内すべての農地を対象に、遊休農地及び違反転用箇所を把握するため、農業委員等による「農地利用状況調査」を実施しています。

調査の結果、遊休農地などの所有者等には、今後の利用について『意向調査』を行うとともに、是正指導や勧告を行う場合もあります。

遊休農地は病虫害の発生など、近隣農地や住民に迷惑がかかりますので、草刈や耕起等による適正な管理をお願いします。(調査にあたり、立ち合い等の必要はありません。)

# 農業者年金視察研修報告

7月20日、21日の2日間、新潟県新潟市西区の農業者年金加入推進の取り組みと大規模農事組合法人を視察しました。

## ■新潟市西区農業委員会

初日は、新潟市西区農業委員会を訪ねました。

新潟市は水田の耕地面積や米の生産出荷額においては都道府県規模と同レベルの農業力を持つ政令指定都市で、6つの農業委員会を設置しています。

今回訪ねた西区は商業活動が盛んな地域ですが、米を中心に野菜や茶豆が、また、海岸砂丘地帯ではスイカ等が生産されているなど農業も盛んな地域です。

農業者年金の加入推進活動は、認定農業者を中心に対象者名簿を作成し、農業委員16人と推進員16人を五地区の五班体制に分けて個別訪問を実施しており、訪問で興味を示した世帯や説明が難しかったときなどは事務局職員が同行する場合もあるそうです。

特徴としては、事務局職員とJAの年金担当者や営農相談員の合同勉強会、戸別訪問前の研修を実施して

いることや、JAの地区別懇談会での年金制度説明をしていることです。またJA青年部では県農業会議より講師を招き、年金加入を勧める研修も行っているとのことでした。

今後公的年金としてのメリットなどの情報を農家のみなさんに周知していきたいとの説明がありました。農家の実情を知るJAと農業委員会との連携が、加入推進の軸となって結果に結びついていると感じました。



新潟市西区農業委員会

## ■(農)濁川生産組合

二日目は農事組合法人濁川生産組合(新潟市北区濁川地区)を訪ねました。

組織化は大豆転作組合(昭和62年)で、平成元年に「安定収入のために米を作ろう。」をスローガンに五人で現在の農事組合法人を立ち上げたそうです。

現在の経営状況は、水稲60鈔(うちコシヒカリ46鈔)、枝豆1・5鈔、トマト1鈔(施設・冬季は葉物野菜)で、通年で生産を行っています。ハウストマトは、春・秋の二回収穫する県内有数のトマト産地でもあります。

販売先は、主力のコシヒカリの全量をレストランへ、もち米は自前の加工施設で加工して、JAにお歳暮用として出荷。トマトと葉物野菜は生協やスーパー等と契約栽培をしています。

生産にあたっては従業員を常勤17人、臨時6人を雇用し、担当を稲作と野菜に分け、それぞれ責任を持って仕事をもらうようにしているほか、研修生も受け入れているそうです。また来年度は新規に2人が入

社を予定しており、人材確保も順調なようです。

現在は減農薬、減化学肥料栽培に取り組んでいて、消費者との信頼を深めながら販売拡大に努めているそうですが、今後は、経営地を大区画ほ場へと集積を進めて作業効率の向上を図りたいとのことでした。

農地を手放す人の多い中、また人材確保の難しい現在、この法人のように積極的に農地と人材の受け皿になれるということは、地域からの信頼が厚いこともさることながら、魅力のある経営体であることも要因ではないかと感じました。

(農業委員 佐々木貢昌)



(農)濁川生産組合

# 地域の特色を生かした農業等の取り組みを学ぶ

## ～ 農地部会 移動部会を開催 ～

鶴岡市農業委員会では、管轄する農地が広範囲であるため、旧東田川郡を管轄する東部農地部会と、旧鶴岡市・旧西田川郡を管轄する西部農地部会を設置しており、それぞれ農地法及びその他の法令に基づく権利移動などについて審議を行っています。

移動部会は、広域に渡る鶴岡市の地域特性・魅力・先進事例を学ぶため、委員が各地域を訪問し、意見交換や情報の共有を行う活動です。

### 東部農地部会

〔直播栽培研修と「雪若丸」ほ場を視察〕

東部農地部会（藤島、羽黒、榊引、朝日地域の委員17人）の移動部会は、6月9日に藤島地域にて開催されました。

初めに視察したのは、山形県庄内総合支庁農業技術普及課「大区画ほ場における鉄コ―ティング直播栽培の実証実験」について、実際に鶴岡市内で行われている、鉄でコーティングされた種子を大区画ほ場に直播きした様子をスライド等で説明を受けました。委員からは省力化の程度や反収の見込みなど、多くの質問が出されました。

続いては、山形県水田農業試験場にて、平成30年にデビュー予定の、米の新品種『雪若丸（山形112号）』について研修。

「つや姫」の生まれ故郷である藤島のこの地で新品種の「雪若丸」の実証が行われています。その特性は耐倒伏で直播適正やいもち病、耐冷、

耐高温にも優れているほか、食味では白く光沢があり食味に優れ、しつかりとした粒感と粘りがある食感、高温登熟下での味の低下が少ないなど優秀な米であることの説明があり、実証ほ場の見学もできました。

この「雪若丸」が「つや姫」とともに本県の二大ブランドとなることに期待を持つことができる研修となりました。（農業委員 伊藤由紀子）



### 西部農地部会

〔地元農業法人の講演会〕

西部農地部会（鶴岡、温海

地域の委員15人）の移動部会は、7月7日に温海地域で行われました。

部会での審議等の終了後に「農事組合法人かすみ」の理事である五十嵐勇一氏をお招きし、講演をしていただきました。

「農事組合法人かすみ」は市内の一霞集落（温海地域）に平成28年1月に設立された法人ですが、研修会や集落内の説明会などで集落内の合意を進めるため、平成26年2月から約2年の月日を要して設立にこぎつけたそうです。

法人化に至った一番の理由は、「限界集落にはなりたくない。」との思いが集落内の共通意識にあり、集落が一つになり同じ方向を向くためには何ができるかを皆で考えた末の結果でした。

一霞には特産である「温海かぶ」と山菜やきれいな水など豊かな山の資源があることに目を付けたのです。山をこれまで以上に活かし、赤かぶ、山菜の収穫を増やすとともに農地の集約化と省力化を進め、

所得の向上により若い人たちも住み続けられる集落を目指そうとしています。

まだまだ課題もたくさんあるとのことでしたが、特産物を活かして地域が盛り上がり、収入も得られて人口増加に繋がれば限界集落からの脱却成功です。

一霞集落の例は鶴岡市全域の集落にも当てはまることでしょう。貴重な体験談を伺うことができ、とても良い刺激となった研修でした。（農業委員 小南美弥子）



# 農地中間管理事業に関するお知らせ

農地中間管理事業は、農地中間管理機構が、農地の借受け・貸付け等を行うことにより、担い手への農地集積・集約化を推進するものです。

農地中間管理事業により農地を貸し付けた場合、土地所有者や地域等に対して、一定の条件のもと、以下の協力金が交付されます。

## ◆個々の農家への支援

※国の予算によっては、交付単価が変わる場合があります。

機構に農地を貸し付けることにより

- 経営転換する農業者 ●リタイアする農業者
- 農地の相続人で、農業経営を行わない方

### ①経営転換協力金

新規集積農地面積【※1】	2.5万円/10a
それ以外	2.3万円/10a
(1戸あたり上限額 70万円/戸)	

機構の借受け農地に隣接する農地または2筆以上の農地で、

- 自ら耕作する農地を機構に貸付けた所有者
- 所有者が農地を機構に貸付けた場合は耕作者

### ②耕作者集積協力金

新規集積農地面積【※1】	1.0万円/10a
それ以外	0.8万円/10a

※①、②とも10年以上の貸付けであることが条件です。

※同年度に①と②の両方を申請することはできません。

【※1】「新規集積農地面積」とは、機構への貸付前1年間に、担い手【※2】以外の農業者が耕作していた農地を、担い手に貸し出した農地面積です。

【※2】担い手とは、認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営のことです。

## ◆地域に対する支援

※国の予算によっては、交付単価が変わる場合があります。

「人・農地プラン」など地域の話し合いにより、地域の一定割合以上の農地を機構に貸し付けた場合、地域に交付されます。交付金の用途は地域の話し合いで決めることができます。

(交付には地域での農地集積・集約化の話し合いが必要です。)

### ③地域集積協力金

機構への貸付割合	2割超5割以下	5割超8割以下	8割超
交付額	0.3万円/10a	0.6万円/10a	0.9万円/10a

## 農地所有者への固定資産税の軽減があります

平成28年度以降、農地中間管理機構に所有する全農地（10a未満の自作地を除く）を10年以上貸し付けた場合、固定資産税が一定期間、軽減されます。

- ① 貸付期間が10年以上15年未満の場合 . . . . . 3年間、二分の一に軽減
- ② 貸付期間が15年以上の場合 . . . . . 5年間、二分の一に軽減

## 荒れた農地を放置している方はご注意ください!

耕作を放棄し、荒れたままになっている農地（遊休農地といいます。）を、耕作または管理の再開をしなかったり、誰にも貸さないで置くと、将来、その農地の固定資産税が約1.8倍になることがあります。耕作や草刈りなどの管理を再開するか、農業委員会が行う『利用意向調査』で「農地中間管理機構へ貸し付けをする。」との意思を表明することで、対象でなくなりますので、貸し付けなどをご検討してはいかがでしょうか。

詳しくは、農業委員会事務局または、各庁舎分室へお問い合わせください。



講演の様子

6月28日、東京第一ホテル鶴岡で行われた総会では、平成28年度の事業報告と決算報告、平成29年度の事業計画及び予算について協議され、代議員全員の賛成により承認されました。また、総会終了後は東京農工大学農学部長・教授の千葉一裕氏から講演をしていただきました。

なお、このたび山形県認定農業者協議会が設立されることになり、初代の会長に本市認定農業者会議会長の五十嵐一雄氏（民田）が選出されました。

平成29年度鶴岡市認定農業者  
会議総会が開催されました

## 農地を農地以外の地目にするときは、必ず許可を受けましょう

自分の所有する農地に、住宅等の建物を建てる場合や、駐車場など農地以外の用地に転換する場合（転用といいます。）、または転用のために権利の移動（売買、貸借等）を行う場合は、農業委員会の許可が必要です。

この許可を受けずに農地を転用した場合や、事業計画どおりに転用事業を行っていない場合には農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復等の命令ができることとされています。違反の場合には、懲罰または罰金という罰則の適用もありますので、農地転用を行う際は必ず許可を受けるようにしましょう。

### こんなときも許可が必要です!

農道や林道、建物の工事に伴い、「一時的」に農地を工事用の駐車場、資材置場などに利用する場合も、転用の扱いとなり、農地法の許可が必要となります。

農地は、地域の財産です。適正にかつ有効に活用しましょう。

## 『アグリランドバンク(新規就農者支援型)』が 新規就農者の農地の確保をサポートします。

- 対象者は、親元就農者を除く認定新規就農者(※)です。  
(※認定新規就農者とは、営農計画を作成し市の認定を受けた新規就農者です。)
- 事前に、支援農業者（協力農業者）との面談が必要です。話がまとまれば、農地の貸付けへと手続きを進めていきます。

この事業に協力をいただいている支援農業者です。

(農地の貸付けに協力してくださる農業者・7月末現在、敬称略)

- |                         |                    |
|-------------------------|--------------------|
| ■(有)鶴岡協同ファーム（鶴岡・民田）     | ■(株)アシスト（鶴岡・本田）    |
| ■(有)田和楽（藤島・小中島）         | ■ 上新田農事組合法人（藤島・長沼） |
| ■ 井上農場 代表・井上 馨（藤島・渡前）   | ■(株)ハグロファーム（羽黒・川代） |
| ■(農)あさひの輝き・まんてん（朝日・東岩本） |                    |
| ■(株)あつみ農地保全組合（温海・湯温海）   |                    |

詳しくは事務局へお問い合わせください。（ホームページでも公開しています。）

## 農地等の貸付・売渡に関する農地の情報 (アグリランドバンク)を公表しています

農地の貸し付け、売り渡しを希望する農地の情報を公開しています。  
鶴岡市のホームページから農業委員会のページに進むと情報が掲載されています。  
掲載されている農地の借り受け、買い受けを希望される場合、また、貸し付けまたは売り渡しの情報を掲載したい場合は、事務局または各分室にお申し出ください。

## あなたも **農業者年金** に加入しませんか?

備えて  
安心!

- ① 農業に従事されている方は誰でも加入OK!
- ② 少子・高齢化時代に強い積立方式の年金!
- ③ 終身年金で80歳までの保証つき!
- ④ 払った保険料は全額社会保険料控除!
- ⑤ 手厚い政策支援、保険料に国庫補助も!
- ⑥ 保険料の額は範囲内(※)で自由に設定!(※月額2万円~6万7千円)  
~農業者の方なら広くご加入いただけます~



◎JA各支所、農業委員会事務局、各分室へご相談ください。

## 全国農業新聞を 購読しませんか

暮らしと経営に役立つ農業情報を  
週一回お届けします。

購読料 1ヶ月700円(税込)

◎購読のお申し込みは  
農業委員会事務局又は各分室まで

~今年もふるまいます! 地場産大豆の寄せ豆腐~

## つるおか大産業まつり

農業委員会では、地場産大豆を使用した寄せ豆腐のふるまいを行います。また、旬の野菜や果物の販売、耕作放棄地の解消事例を紹介したパネルの展示等を行います。

◎期日 10月21日・22日  
◎会場 鶴岡市小真木原運動公園

ぜひお越し  
ください!



**あとがき**  
第4期農業委員の任期もあとわずかとなりました。第5期からは農業委員会法の改正に伴い、鶴岡市農業委員会の体制も大きく変わります。11月から、これまで委員が45人であったものが、農業委員20人と農地利用最適化推進員31人の計51人体制となります。  
あわせて広報委員も新体制となりますが、これからも紙面の充実を図ってまいります。  
地域のみなさん、今後ともご協力をお願いいたします。  
(農業委員 五十嵐寛)

- 鶴岡分室 25-2111(代表)    ○櫛引分室 57-2114    ○羽黒分室 62-2111(代表)  
○朝日分室 53-2111(代表)    ○温海分室 43-4616

鶴岡市農業委員会事務局

〒999-7696 山形県鶴岡市藤島字笹花25(鶴岡市藤島庁舎内) ☎64-5868(直) FAX.64-5846  
<http://www.city.tsuruoka.lg.jp/sangyo/nougyouuinaki/index.html>